

10. 認定こども園・新制度移行幼稚園（認定区分1号）申込みに必要な書類と提出先

(1) 提出する書類

① 令和8年度 入園申込書（兼教育保育給付認定申請書）様式1

- 本案内の巻末の申込書を使用するか、那覇市ホームページからダウンロードしてください。
- 児童1人につき1部の提出が必要です。裏面も忘れずに確認・記入してください。

（※原本は1枚で構いません、P65～Q6参照）

② 下に該当する場合は以下の書類の提出もお願いいたします。

※各種証明書類は申請日より**3ヶ月以内**に証明されたものをご提出ください

ダウンロードは
こちら→



項目	世帯の状況	提出書類
1	申込児童が特別な支援を必要としている	診断名及び発達検査結果が記載された医師の診断書・意見書の写しまたは、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当（認定・有期再認定・障害認定）通知書、児童通所支援受給者証などの写し（P.30～31もご確認ください）
2	令和7年（または8年）1月1日時点で 那覇市外 に住所があった保護者	入園申込書（様式1）に個人番号（マイナンバー）と住所を記入 ・1月1日時点で在住していた市町村で税申告をしている必要があります（非課税や扶養控除に入っている場合も含む） ・個人番号（マイナンバー）の提供が困難な場合、令和7年度課税証明書を提出（令和8年9月以降入所希望の場合、令和8年度課税証明書を提出）
3	生活保護受給者	生活保護受給者証
4	ひとり親世帯（離別・死別・未婚） ※事実婚にある場合は該当しません	・児童扶養手当受給者証の写し ・戸籍謄本（受理証明書でも可） ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写しのいずれかひとつ（※こども医療費助成金受給者証ではありません。）
5	ひとり親に準ずる世帯 （配偶者と別居し離婚調停中または拘留中）	・離婚調停中であることを証明する書類 ・拘留中であることを証明する書類 のいずれかの写し
6	保護者が外国籍である	在留カードの写し（両面）
7	里親家庭など、児童養護施設に入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書

(2) 提出先

私立認定こども園と新制度移行幼稚園の申込書の提出先については各園になります（※小学校隣接こども園はこどもみらい課に提出）。上記以外に必要な書類がある場合もあるので、必ず園に問い合わせして下さい。

(3) 書類の取扱いと手続きの注意点について

- ① 証明書は原本が必要です。受理した書類は返却できません。必要な方は事前にコピーをお取りください。
- ② 無償化の申請に必要な書類については、「幼児教育・保育の無償化について（P.58～59）」をご確認ください。

11. 保育園・認定こども園（認定区分2号・3号）の申請に必要な書類 （天久みらいこども園および大道みらいこども園0～2歳クラスも含む）

(1) かならず提出する書類

①★令和8年度 入園申込書（兼教育保育給付認定申請書）様式1

- a. 本案内の巻末の申込書を使用するか、那覇市ホームページからダウンロードしてください。
b. 児童1人につき1部の提出が必要です。裏面も忘れずに確認・記入してください。

②保護者の「保育が必要な事由」を証明する書類

- a. 入園希望月の保護者の状況に応じた書類を提出してください。
b. 父、母それぞれ書類の提出が必要です（※原本は1枚で構いません、P65～Q6参照）。
c. 各種証明書類は申請日より3か月以内に証明されたものをご提出ください。

ダウンロードは
こちら→



項目	保護者 父	母	保護者の「保育が必要な事由」	提出書類	申 込 有 効 期 間 ※最長年度末まで
1	☐	☐	就労(月64時間以上) (採用予定や育休復帰予定を含む)	★就労証明書（様式2） ・ 自営業の方は、根拠資料の添付が必要（①税申告書②営業許可証③開業届（開業年のみ）④青色事業専従者給与に関する届出書のいずれか写し一つ） ・ 採用予定、育休復帰予定の方は、採用後又は復帰後に改めて提出が必要	雇用期間内
2	☐	☐	妊娠中または出産後4か月以内	親子健康手帳 (表紙と分娩予定日ページ) の写し	生れた月の翌月から4か月まで
3	☐	☐	病気療養中	★診断書（保護者用）（様式3）	療養期間中
4	☐	☐	心身に障がいがある	身体障害者手帳、療育手帳、障害基礎年金証書、または精神障害者保健福祉手帳の写し	有効期間内
5	☐	☐	同居親族を常に看護・介護している	・ 64歳以下の方： ★看護・介護証明書（様式4） ・ 65歳以上の方： 介護保険被保険者証（要介護1以上の写し）	看護介護期間中
6	☐	☐	災害復旧にあたっている	罹災証明書など (被災を確認できる書類)	3か月
7	☐	☐	求職活動中または起業準備中	★求職活動等申立書（入園申込み用） または求職受付票（ハローワークカード）の写し	年度末まで
8	☐	☐	就学・職業訓練等(学校教育法で規定する教育施設に在学または公共施設で行う職業訓練に限る)	・ 在学証明書または入学許可証 ・ 添付資料として授業日数と授業時間が確認できる書類（期別毎の時間割等）	在学期間中
9	☐	☐	育休【育休対象児以外の申込み】例) 第2子の育休中で、第1子を申込みする場合	★就労証明書（様式2） →育児休業取得期間の記載が必要	育休対象児が2歳になる月末まで
10	☐	☐	みなし育休【みなし育休対象児以外の申込み】例) 就労していないが、2歳未満の第2子を家庭保育しており、第1子を申込みする場合	・ 親子健康手帳（表紙、出生届出済証明ページ）の写し →みなし育休対象児のもの	みなし育休対象児が2歳になる月末まで

※ 「★」がついているものは指定様式です。入園申込のご案内巻末の用紙を使用するか、那覇市ホームページからダウンロードしてください。

(2)該当する方のみ提出する書類

- ①選考点が上がったり、保育料が減免になる場合があります。該当する場合は以下の表を参考に該当書類を提出して下さい。
- ②世帯状況は各世帯で異なるため、提出の要・不要について、こどもみらい課からのご案内はいたしません。

該当	世帯の状況	提出書類
☐	・認可外保育施設等に在園している ・週3日または月12日以上、一時預かり保育を利用 ※保護者どちらも申込時点の保育が必要な要件が「就労」「病気・障がい」「看護・介護」「就学・訓練学校等」に該当している場合	★在園証明書
☐	認可保育園・こども園などで、保育士等(※)または子育て支援員として就労している(採用予定含む) ※保育士等には、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師を含む	資格証(保育士証など)または免許状の写し 子育て支援員の場合は支援員研修修了証書
☐	保育料の未納があったが完納した方	納付済みの領収書の写し
☐	保護者が外国籍である	在留カードの写し(両面) ※就労の可否等を確認します。
☐	転所申込みの方	★退所届(その他必要な書類は新規申込と同様です)
☐	ひとり親世帯(離別・死別・未婚) ※事実婚にある場合は該当しません	次のうちいずれか1つ ・児童扶養手当受給者証の写し ・戸籍謄本(受理証明書でも可) ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ※「こども医療費助成金受給資格者証」ではありません
☐	ひとり親に準ずる世帯 (配偶者と別居し離婚調停中または拘留中)	・離婚調停中であることを証明する書類 ・拘留中であることを証明する書類のいずれかの写し
☐	同一世帯内に心身障がい者(児)がいる方	次のうちいずれか1つ ・身体障害者手帳の写し ・特別児童扶養手当(認定・有期再認定・障害認定)通知書の写し ・療育手帳、障害基礎年金証書の写し ・精神障害者保健福祉手帳等の写し
☐	保護者の一方が単身赴任等で 県外・離島で就労している	別住者の就労証明書 ※住民票を異動していない場合は、居住地が確認できる資料が必要
☐	申込児童が特別な支援を必要としている	障がいの診断名等が記載された医師の診断書・意見書の写し、または、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当(認定・有期再認定・障害認定)通知書、児童通所支援受給者証などの写し (P.30～31もご確認ください)
☐	里親家庭など、児童養護施設に入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
☐	生活保護受給者	生活保護受給者証
☐	令和7年(または8年)1月1日時点で那覇市外に住所のあった保護者	★入園申込書(様式1)に個人番号(マイナンバー)と住所を記入 ・1月1日時点で在住していた市町村で税申告している必要があります(非課税や扶養控除に入っている場合も含む) ・個人番号(マイナンバー)の提供が困難な場合、令和7年度課税証明書を提出 ※令和8年9月以降入園希望の場合、令和8年度課税証明書を提出

「★」がついているものは指定様式です。那覇市ホームページからダウンロードしてください。

(3)書類の取扱いと注意点について

- ①証明書等は原本が必要です。オンライン申請の場合、原本はお手元で保管してください。
- ②書類に不備がある場合は受付できません。提出の前に記入もれや間違いがないかご確認ください。